

— 目次 —

- 平成29年8月の税務
- 残業時間上限規制と休日出勤

いつもお世話になっております。

猛暑の毎日でございますが、いかがお過ごしでしょうか。
熱中症にはくれぐれもお気をつけください。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

平成29年8月の税務

8/10

- 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

8/31

- 6月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>
- 個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告

株式会社 アビームマネジメント
税理士法人アビームマネジメント

〒980-0014
仙台市青葉区本町 1-12-7-3F

TEL : 022-225-5090
FAX : 022-225-5091

E-MAIL :
info@abeam-m.co.jp

- 個人事業税の納付(第1期分)
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)

<税務/会計トピックス>

残業時間上限規制と休日出勤

◆予定される上限時間

先に政府から発表された働き方改革の一環として「時間外労働の上限規制」が注目を集めています。現在は時間外労働協定届の「特別条項付き三六協定」を労使間で締結する事で、繁忙期に上限の無い残業をさせる事も可能です。上限規制の改革案では「たとえ労使協定を締結していても残業時間は年間 720 時間を上回る事ができない」とされ、但し繁忙期には月 100 時間未満、2～6ヶ月平均 80 時間以下の上限時間が設けられる事となりそうです。

◆残業の時間規制から外れる？休日出勤

上記の時間外労働の上限 720 時間には抜け道があると指摘されています。それは休日に働いた時間はこの上限時間には含まれないという事です。未定の部分もありますが休日出勤の労働時間規制は企業努力とされる事もありそうです。その場合平日の就業時間内に業務を終えなかった従業員が自主的に休日出勤をするかもしれません。

◆休日出勤させないような取り組み

会社が命じていない休日に勝手に出勤した人が 1 週に 1 日又は 4 週に 4 日以上以上の休日を取らないと過労のリスクも高まります。トラブルが発生してから「従業員が勝手に休日出勤していた」と言ったところで会社が黙認していたとみなされる事もあります。このような事が起きないように事前申請を出させる許可制にしたり、振替え休日を決めておく等、労務管理には気をつけたいものです。上司の命令を無視して休日出勤を繰り返すならば、人事考課などでも厳しく対処する位の事が必要なのかもしれません。

◆長時間労働の指摘は避けたい

労働基準監督署の労働時間調査は最近では小規模な事業所であっても入る事があります。是正が必要と指摘されれば働き方や賃金の支払い方の見直しをせざるを得ません。是正をしない場合は公共事業の入札でも不利になりますし、万が一インターネット上で悪い評判がたったりしたら企業イメージが損なわれてしまう事があるかもしれません。採用活動にも影響が出てきます。

むしろインターネットでは積極的な労働時間管理の取り組みを行っている企業であることをアピールする場として取り組む事が採用にもプラスになるでしょう。

◆◆さいごに◆◆

朝早くから夕方遅くまで蝉の鳴き声が聞こえる季節になった。毎年、蝉の鳴き声を聞くと幼少の頃を懐かしく思い出す。

子供の頃、青森の実家のリンゴ畑では、夏になると朝から晩近くまで毎日 蝉の大合唱だった。この時期、腹が減ってはまだ未熟なリンゴの実を取って父に怒られ、追いかけては逃げ回った、そんな思い出が懐かしい。蝉と故郷、自分にとっては切り離すことができない夏のパーツである。

さあ夏本番、蝉の鳴き声に耳をかたむけ 昔懐かしい思い出を振り返りつつ、猛暑も楽しく乗り切りたい。

(山)